

質問書に対する回答4

件名) 令和6年度 首都圏中央連絡自動車道 大栄JCT～松尾横芝IC間地下水調査業務

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	特記仕様書 P.7 2-3-1 地下水位計測	・参考としている歩掛は、「調査等積算基準 令和6年度」の「(6)地下水位観測」(i)自記水位計という認識でよろしいでしょうか。その場合、特記仕様書より、「②観測」のみを計上しているという認識でよろしいでしょうか。 異なる場合は、適用となる歩掛をご教示いただけますでしょうか。	そのとおりお考えください。
2	特記仕様書 P.8 2-3-2 井戸吐出量計測	・参考としている歩掛は、「全国標準積算資料 土質調査・地質調査」の「(6)地下水位観測」2-11-5 井戸水量調査という認識でよろしいでしょうか。その場合、種別として記載がある材料費についても計上するという認識でよろしいでしょうか。 また、材料費(計上する場合)、機械等損料についての採用している単価は見積単価を採用されているでしょうか。	そのとおり想定しています。なお、材料費は人件費の3%を想定しています。また、機械等損料については不要と想定しています。
3	特記仕様書 P.8 2-3-3 地下水質分析 (1) 地下水質分析A	・参考としている歩掛は、「調査等積算基準 令和6年度」の「(3)水質分析試験」(ii)試料採取(観測井戸)という認識でよろしいでしょうか。	(i)試料採取(既設井戸・河川)を想定しています。
4	特記仕様書 P.8 2-3-3 地下水質分析 (1) 地下水質分析A	・特記仕様書より、「水質分析試験(飲料水簡易11項目(一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物(全有機炭素(TOC)の量)、pH、味、臭気、色度、濁度))」と記載があるため、各々計上することとし、単価については「土木工事等 単価ファイル【4週8休単価】令和6年度(令和6年10月)」を参考に計上されているという認識でよろしいでしょうか。	そのとおりお考えください。
5	特記仕様書 P.8 2-3-3 地下水質分析 (2) 地下水質分析B	・特記仕様書より、「簡易水質計測(水素イオン濃度(pH)、電気伝導率(Ec))」と記載があるため、各々計上することとし、単価については「土木工事等 単価ファイル【4週8休単価】令和6年度(令和6年10月)」を参考に計上されているという認識でよろしいでしょうか。	「簡易水質計測(水素イオン濃度(pH)、電気伝導率(Ec))」について各々の計上は想定していません。なお、本単価については「テスターによる水位観測」の準用を想定しています。
6	特記仕様書 P.9 2-3-4 調査業務 交通費・日当・宿泊費	・ライトバン運転で計上されているという認識でよろしいでしょうか。その場合、運転日数、1日あたりの運転時間及び供用日数、高速道路を使用する際は通行料の計上有無、計上有の場合の利用区間等についてご教示いただくことは可能でしょうか。	そのとおり想定しています。 なお、延べ運転日数は70日間(のべ台数122台)、運転時間は片道あたり1.1時間程度(63分)、高速道路を利用、利用区間については、新宿IC～新空港ICでETC料金を、想定しております。
7	特記仕様書 P.9 2-4-1 水源の影響判定	・参考としている歩掛は、「全国標準積算資料 土質調査・地質調査」の「2-8 水源の影響判定」という認識でよろしいでしょうか。その場合、特記仕様書より、「(1)地下水位の影響判定及び考察」「(2)地下水質の影響判定及び考察」となっておりますが、積算上は特に項目は増えておらず、「2-8 水源の影響判定」のみ計上されているという認識でよろしいでしょうか。	そのとおり想定しています。 「2-8 水源の影響判定」には、月ごとに行う(1)「地下水位の影響判定及び考察」及び(2)「地下水質の影響判定及び考察」の両方の整理に係る費用が必要と想定しています。

8	特記仕様書 P.9 2-4-1 水源の影響判定	・補正係数については、特記仕様書記載の各々の距離に応じて、補正がされるという認識でよろしいでしょうか。	そのとおりにお考えください。
9	特記仕様書 P.10 2-5 報告書 印刷・製本費 A 2-6 報告書 印刷・製本費 B	・参考としている歩掛は、「調査等積算基準 令和6年度」の「3-3-9 報告書作成（印刷・製本費）」という認識でよろしいでしょうか。その場合、A、Bの区分としては、特記仕様書より、部分引渡し部分までをA、それ以降をBとするように、積算上、分けて計上するという認識でよろしいでしょうか。	そのとおりにお考えください。
10	特記仕様書 P.10 2-6 打合せ	・参考としている歩掛は、「調査等積算基準 令和6年度」の「3-4-9 技術打合せ」という認識でよろしいでしょうか。その場合、区分としては、水門調査にて計上しているという認識でよろしいでしょうか。	打合せについては下記を想定しております。 ・当初打合せ：（主任技師0.5人 技師A0.5人）×1回 ・中間打合せ：（主任技師0.5人 技師B0.5人）×2回 ・業務内容一部確認検査：（主任技師0.5人 技師A0.5人）×1回 ・一部完了検査：（主任技師0.5人 技師B0.5人）×1回 ・業務内容確認検査：（主任技師0.5人 技師A0.5人）×1回 ・完了検査：（主任技師0.5人 技師B0.5人）×1回
11	特記仕様書 P.10 2-6 打合せ	・打合せは、下記のとおり編成と回数と考えてよろしいでしょうか。 ・初回協議（主任技師：1.0人、技師A：1.0） ×1回 ・中間協議（主任技師：1.0人、技師B：1.0） ×4回 ・業務内容確認検査（主任技師：1.0人、技師B：1.0） ×1回 ・完了検査（主任技師：1.0人、技師A：1.0） ×1回	回答10のとおりです。
12	特記仕様書 P.11 2-7 交通費・日当・宿泊費	・打合せは、下記のとおり場所と考えてよろしいでしょうか。 ・初回協議（千葉工事事務所） ×1回 ・中間協議（千葉工事事務所） ×4回 ・業務内容確認検査（関東支社） ×1回 ・完了検査（千葉工事事務所） ×1回	打合せの場所は、下記を想定しております。 【千葉工事事務所】 ・当初打合せ：×1回 ・中間打合せ：×2回 ・一部完了検査：×1回 ・完了検査：×1回 【関東支社】 ・業務内容一部確認検査：×1回 ・業務内容確認検査：×1回
13	特記仕様書 P.11 2-7 交通費・日当・宿泊費	・上記の場合、利用交通手段については、電車を想定し、起点・終点については、東京の県庁等所在地（都庁前）からの最寄駅（JR幕張、JR大宮）を想定しているという認識でよろしいでしょうか。	そのとおりにお考えください。